

銀行取引約定書 改訂のご案内

 株式会社 北洋銀行

お 知 ら せ

平素は北洋銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび北洋銀行は、融資取引の基本約定書である銀行取引約定書を改訂いたしました。

現在、北洋銀行が使用しております銀行取引約定書は、全国銀行協会連合会(全銀協)によって制定されたひな型を参考にしたもので、その後、普通銀行への転換による改定等を経て、今日に至っています。

その間、銀行取引約定書は、お客様と当行との融資取引の基本約定書として、多種多様な融資取引を継続的かつ円滑に行うという面で大切な役割を果たしてきました。しかし、近年の金融環境の変化、関連する法律の改正、そして契約における説明責任の重要性がよりいっそう高まってきているという背景のもと、北洋銀行では、お客様との相互理解を深め、よりいっそう信頼関係を構築するため、銀行取引約定書を改訂することといたしました。

北洋銀行では、今回の改訂を機に、今後も「親切・便利・安心」をモットーとしてよりいっそうお客様の利便性・信頼性の向上に努めていく所存でございますので、引き続きご利用いただきますようお願い申し上げます。

1

銀行取引約定書について

銀行取引約定書とは、お客様と銀行が、継続的な融資取引を行う場合の基本約定書であるとともに、融資取引全般に共通の事項を定めた共通約定書です。

融資取引は複雑で多岐にわたり、民法・商法などの法律の規定にあるような典型的なお取引ばかりではありません。そこで、お客様とのお取引にあたり、融資取引に共通する重要で基本的な事項を定めたものです。あくまでも重要で基本的な事項だけの記載になっているため、お取引の種類によっては、別途個別の契約書を申し受け、詳細な条件などを改めて定める場合がございます。

2

改訂にあたっての基本的な考え方

改訂にあたりましては、次の点を基本的な考え方といたしました。

- (1) 契約締結方式について、お客様のみが署名捺印した銀行取引約定書を1通作成し、それを当行にご提出いただく方式(差入方式)を、お客様と当行が合意のうえ、双方で署名捺印した銀行取引約定書を2通作成し、双方で原本を保管する方式(双方署名方式)に変更いたしました。
- (2) 法改正や金融環境の変化などに対応するため、不要な条項の削除、必要な条項の新設および修正を行い、新しい時代に即した内容に改めました。
- (3) お客様の立場にたって、わかりにくい表現については具体的な事由を例示し、わかりやすい表現に改めました。

(1)新設した主要な条項

- 新 第8条⑤ 預金保険法に定める保険事故が生じた場合のお客様からの相殺手続について、本約定書にて明確にしました。
- 新 第14条① お客様とのお取引を円滑に行うため、財務資料を定期的にご提出いただくことを明確にしました。
- 新 第14条④ 成年後見制度を利用した場合にお客様からご報告いただくことを明記しました。
- 新 第16条 本約定書の解約方法を明記しました。

(2)削除した主要な条項

- 旧 第4条② 被担保債権の範囲については、法令および個別契約で決定されることから削除しました。
- 旧 第7条の2③ 外為法の改正により外貨建債権、債務の相殺手続についての制限が原則撤廃されたことから削除しました。

(3)修正した主要な条項

- 新 第3条① 利率について、一定の条件の下で変更を必要とする場合は双方から協議を求めることができることを明確にしました。
- 新 第5条① 期限の利益の喪失について、法改正に対応するとともに、行方不明の場合の取扱を変更しました。また、期限の利益を回復できる場合があることを明記しました。

4

契約のお手続について

(1) 北洋銀行と新たに融資取引を開始されるお客様、あるいは既に融資取引をいただいているお客様で銀行取引約定書をご提出いただいていないお客様につきましては、銀行取引約定書(新規契約用)でのご契約とさせていただきます。

なお、印紙税につきましては、お客様のご負担は4,000円で従来と変わりありません。

(2) 既に北洋銀行とお取引をいただき、銀行取引約定書をご提出いただいているお客様には、今回の約定書改訂の趣旨をご説明し、お客様の合意をいただいたうえで今後順次新しい銀行取引約定書(変更契約用)に切替えをお願いしてまいりますのでよろしくお願いいたします。

また、お客様からのご希望があれば、新しい銀行取引約定書(変更契約用)への切替えの手続をとらせていただきますので、お気軽にお申し出下さい。

(変更契約につきましては、印紙税のご負担はございません。)

なお、変更契約にあたりましては、既存のお取引についての連帯保証人や担保提供者の方に、新しい銀行取引約定書が適用になることについてご承諾をいただき、所定の確認書のご提出をお願いいたします。

(3) ご契約の際には、その内容についてご説明させていただきますが、お客様がいつでも約定内容を確認できるように約定書の原本は大切に保管願います。

ご不明な点につきましては、お取引店の融資窓口まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

以上

銀行取引約定書のポイント

ここでは、銀行取引約定書の条項の中でも特にご理解いただきたい条項の内容について、簡単にご説明させていただきます。
なお、銀行取引約定書の中の「甲」はお客様、「乙」は銀行を表します。

第1条(適用範囲)

- ①本約定書の各条項は、甲乙間の手形貸付、手形割引、証書貸付、当座貸越、支払承諾(保証委託取引等)、外国為替、デリバティブ取引、その他甲が乙に対して債務を負担することとなるいっさいの取引に関して共通に適用されるものとします。
- ②乙と第三者との取引を甲が保証した場合の保証取引は、前項の取引に含まれるものとします。
- ③甲が振出、裏書、引受、参加引受または保証した手形を、乙が第三者との取引によって取得した場合も、甲の債務の履行について本約定書の各条項が適用されるものとします。
- ④甲乙間で別途本約定書締結後に本約定書の条項と異なる個別合意をしたときは、当該個別合意が本約定書の該当する条項に優先するものとします。また、本約定書締結前に締結した個別合意との関係では本約定書が優先し、本約定書に定めない条項についてのみ個別合意が適用となります。ただし、個別合意に基づき本約定書締結前に生じている効果には影響ないものとします。

第1条は、銀行取引約定書が適用される取引を定めた条項です。

①融資取引の内容を具体的に記載しています。

●支払承諾(保証委託取引等)とは？

銀行が、お客様の依頼(委託)に基づき、お客様の第三者に対する債務を保証する取引のことを言います。具体的には、公共工事の損害担保保証や運賃・通行料金または郵便料金等の後払保証などがあります。

②「保証取引」とは、お客様以外の第三者が当行に対して負っている債務をお客様が保証する場合のことをいい、上記の支払承諾とは違います。

③当行が、お客様以外の第三者との取引において、手形割引や担保のために取得した手形の中に、お客様が振り出したり、裏書した手形があった場合にも、銀行取引約定書が適用されることになります。

●③の例外

③の取引のうち、銀行取引約定書の対象となるのは、あくまでも当行と第三者の融資取引に関するものであることから、通常の取立などは対象外となります。

④銀行取引約定書は、融資取引に共通する重要で基本的な事項を定めたものですが、取引の種類によっては詳細な条件等を定めた個別契約書を別途申し受ける場合があります。そこで、銀行取引約定書と個別契約書の優先関係について明確にしたものです。

第3条(利息、損害金等)

- ①利息、割引料、保証料、手数料、清算金、違約金(以下「利息等」という)、これらの戻しについての割合および支払の時期、方法については、別に甲乙間で合意したところによるものとします。ただし、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、甲または乙は相手方に対し、これらを一般に合理的と認められる程度のものに変更することについて協議を求めることができますものとします。
- ②甲の財務状況の変化、担保価値の増減等により、乙の債権の保全状況に変動が生じた場合には、利息等の割合の変更についても前項と同様とします。
- ③別途固定金利による約定をしている取引の場合には、前2項は適用されません。
- ④甲は、乙に対する債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対し年14%の割合の損害金を支払うものとします。ただし、利息等については、損害金を付さないものとします。この場合の計算方法は年365日の日割計算とします。

第3条は、融資取引の利息、割引料などの条件の決定とその変更の方法について定めた条項です。

①貸出の利率や金利変動条件、返済条件等については、貸出毎に異なり一概に記載することができないことから、銀行取引約定書には記載せず、お取引の種類によっては、別途個別の契約を結びます。
また、一定の条件の下で、金利等の条件の変更を必要とする場合は、お客様あるいは当行の双方から、金利等の変更について協議を求めることができます。

③固定金利など、一定期間金利変更を制限する契約(特約)をしている場合には金利の変更はできません。

④お客様がそのお借入を約束どおりにご返済できない場合は、年14%の損害金がかかります。ただし、その損害金はお借入の元金のみにかかり、利息や保証料などに対して更にかかることはありません。

●損害金とは？

お客様が約定に違反して、当初の約定日に返済できないときに申し受けるもので、利息ではなく遅延損害金となります。

第4条(担保)

- ①乙に提供されている担保について乙の責めに帰すことのできない事由により毀損、滅失または価値の減少が生じたとき、甲または甲の保証人の資産信用状態が悪化したとき等、乙の債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき客観的に認められる場合において、乙が相当期間を定めて請求したときは、甲は乙の承認する担保もしくは増担保を差し入れ、または保証人をたてもしくはこれを追加するものとします。
- ②甲が乙に対する債務を履行しなかった場合には、乙は、担保について、法定の手続きも含めて一般に相当と認められる方法、時期、価格等により乙において取立または処分のおうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず甲の債務の弁済に充当できるものとし、なお残債務がある場合には甲は直ちに弁済するものとします。甲の債務の弁済に充当後、なお取得金に余剰の生じた場合には、乙はこれを権利者に返還するものとします。
- ③甲が乙に対する債務を履行しなかった場合には、乙はその占有している甲の動産、手形その他の有価証券についても前項と同様に取扱うことができるものとします。
- ④本条の担保には、留置権、先取特権などの法定担保権も含むものとします。

第4条は、担保(保証を含む)全般に関することを定めた条項です。被担保債権の範囲、極度額などの詳細な条件については、個々の担保権設定契約によって決定されます。

①当初融資を実行した時には、担保が十分であったにもかかわらず、担保物件の価格が下落するなどして、融資時の担保条件を大幅に下回った場合、またはお客様あるいはその保証人の資産や収入に著しい減少もしくは負債の増加があった場合など、お客様のご返済に支障が生じるおそれがあるときで、当行が請求した時には、当行が認めるあらたな担保や保証人を追加いただくこととなりますが、そのことによって、引き続きお取引を継続することが可能となります。

②お客様から約束どおりのご返済をいただけない場合には、当行はその担保について、不動産であれば、民事執行法に基づく不動産競売手続など法的な手続のほか、客観的で妥当な方法により、第三者へ任意で売却することができます。また、担保等を処分した取得金をお借入のご返済に充当した後、まだお借入が残っている場合には、残りのお借入についても直ちにご返済いただくこととなりますが、余剰金が生じた場合には、担保設定をした権利者にご返還させていただきます。

③上記と同様にお客様から約束どおりのご返済をいただけない場合には、当行が占有しているお客様の動産や手形や有価証券等について、担保契約手続を結んでいないものでも、取立や処分ができます。

④担保には、お客様と銀行が個別に契約した担保だけでなく、法律で決められている留置権などの担保も当然に含まれます。

●留置権とは？

債務者が債務の弁済を怠った場合に、債務者所有の物または有価証券を占有している債権者が、債務の弁済があるまで、その物または有価証券を手元に留め置いて、その債権の支払を間接的な方法で強制する権利を言います。

●先取特権とは？

民法その他の法律で定められた特殊な債権をもっている者が、債務者の特定または一定の財産から他の債権者よりも優先して弁済してもらえる権利を言います。

第5条(期限の利益の喪失)

①甲について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、乙からの通知催告等がなくても、甲は乙に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

1. 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
3. 前2号の他、甲が債務整理に関して裁判所の関与する手続を申立てたとき、もしくは弁護士等へ債務整理を委任したとき、または自ら営業の廃止を表明したとき等、支払を停止したと認められる事実が発生したとき。
4. 甲または甲の保証人の預金その他の乙に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。なお、保証人の預金その他の乙に対する債権の差押等については、乙の承認する担保を差し入れる等の旨を甲が遅滞なく乙に書面にて通知したことにより、乙が従来通り期限の利益を認める場合には、乙は書面にてその旨を甲に通知するものとします。ただし、期限の利益を喪失したことに基づき既になされた乙の行為については、その効力を妨げないものとします。

②甲について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、乙からの請求によって、甲は乙に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

1. 甲が乙に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき。
2. 担保の目的物について差押、または競売手続の開始があったとき。
3. 甲が乙との取引約定に違反したとき、または第14条に基づく乙への報告もしくは乙へ提出する財務状況を示す書類に重大な虚偽の内容がある等の事由が生じたとき。
4. 甲の責めに帰すべき事由によって、乙に甲の所在が不明となったとき。
5. 保証人が前項または本項の各号の一つにでも該当したとき。
6. 前各号に準じるような債権保全を必要とする相当の事由が生じたときと客観的に認められるとき。

③前項の場合において、甲が住所変更の届け出を怠る、または甲が乙からの請求を受領しないなど甲の責めに帰すべき事由により、請求が遅延もしくは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。

第5条は、お客様のお借入について、返済期限の前であっても直ちに借入の全額をお支払いいただかなければならない場合について定めた条項です。

●期限の利益の喪失とは？

お客様のお借入には返済期限が定められています。この期限によってお客様は期限が到来するまでは返済義務が生じないという利益が生じます。この「期限の利益」によって、お客様は借入した資金を期限までの間、運用することができます。

したがって、本約定書に定めている「期限の利益の喪失」とは、お客様が「期限の利益」を失うことを意味します。「期限の利益」が失われた場合は、お借入の全額を直ちに返済いただくこととなります。

①「当然喪失条項」と呼ばれているもので、お客様または保証人について、ある一定の条件が整えば自動的に「期限の利益」が失われることになる条件を記載しています。その条件の中でも、第4号では、保証人の預金等への差押等があった場合については、「期限の利益」が回復する可能性があることを明記しました。

②「請求喪失条項」と呼ばれているもので、一定の条件が整い、かつ、銀行がお客様に「期限の利益の喪失」を請求することで、「期限の利益」が失われる条件を記載しています。銀行がお客様に対して、「債務を期日までに返済できなければ期限の利益が喪失する」という内容の通知兼督促を行い、その通知期限が経過した時点で、「期限の利益」が喪失することとなります。

③お客様が住所変更の届け出を怠るなどの理由によって、銀行からの請求の到着が遅れたり、届かなかった場合、またはお客様が請求を受領されない場合には、それがなければ到着したと思われる時期をもって「期限の利益」が失われます。しかし、郵便事情の混乱等不可抗力による場合は該当しません。

第8条(甲による相殺)

- ①甲は、別に甲乙間で期限前弁済を制限する定めがある場合または弁済や相殺につき法令上の制約がある場合を除き、弁済期にある甲の預金その他乙に対する債権と甲の乙に対する債務とを、その債務の期限が未到来であっても相殺することができるものとします。
- ②満期前の割引手形について甲が前項により相殺する場合には、甲は手形面記載の金額の買戻債務を負担して相殺することができるものとします。ただし、乙が他に再譲渡中の割引手形については相殺することができないものとします。
- ③前2項により甲が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は直ちに乙に提出するものとします。
- ④甲が相殺した場合における債権債務の利息、割引料、清算金、違約金、損害金等の計算については、その期間を相殺通知の到達の日までとします。また、利率、料率等について甲乙間に別の定めがない場合には乙が合理的に定めるところによるものとし、外国為替相場については乙による計算実行時の相場を適用するものとします。なお、期限前弁済について繰上返済手数料など別途の手数料の定めがあるときは、その定めによるものとします。
- ⑤甲は乙に預金保険法の定める保険事故が生じた場合に、乙に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、満期日または据置期間が未到来の甲の預金ならびにその他乙に対する債権を、当該相殺額について期限が到来したものとして相殺することができるものとします。この場合の相殺手続ならびに預金等の利息計算等については、乙の該当各取引の規定によるものとします。

第8条は、お客様から相殺を行うことについて定めた条項です。

●相殺とは？

お客様と当行が、預金と貸付金など、金銭上の債権・債務を持っている場合に、双方の債権・債務を対当額で消滅させる行為を言います。

①お客様が当行にお預けいただいているご預金の期日が到来している場合、当行からのお借入の期日が未到来であっても、相殺のお手続を行うことができます。しかし、お借入の条件として期限前弁済が制限されている場合や法令上の制約がある場合には、相殺できません。

②割引手形は当行がお客様から買取をしたものであるため、お客様が当行に対し、その手形の買戻債務を負っていただくことで相殺を可能としています。

③お客様が相殺のお手続を希望する場合には、当行に対して書面による通知が必要です。

④お客様から相殺を行う際に適用される利息等の計算方法を定めています。お客様のお借入の内容によっては、繰上返済手数料などがかかる場合がございます。

⑤銀行がペイオフとなった場合のお客様からの相殺手続の方法を定めています。銀行がペイオフとなった場合については、お客様が当行にお預けいただいている預金の期日が未到来であっても、お客様のお借入と相殺することができます。

第12条(危険負担、免責条項等)

- ①甲が振出、裏書、引受、参加引受もしくは保証した手形または甲が乙に差し入れた証書等が、事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失、滅失、損傷または延着した場合には、甲は乙の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済するものとします。なお、乙が請求した場合には、甲は直ちに代り手形、証書等を差し入れるものとし、この場合に生じた損害については、乙の責めに帰すべき事由による場合を除いて、甲の負担とするものとします。
- ②甲が乙に差し入れた担保について前項のやむをえない事情によって損害が生じた場合には、乙の責めに帰すべき事由による場合を除いて、その損害は甲の負担とするものとします。
- ③万一手形要件の不備もしくは手形を無効にする記載によって手形上の権利が成立しない場合、または権利保全手続の不備によって手形上の権利が消滅した場合でも、その手形についての取引上の債務には、影響ないものとします。
- ④乙が手形、証書の印影を、甲の届け出た印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引したときは、手形、証書、印章について、偽造、変造、盗用等の事故があってもこれによって生じた損害は甲の負担とし、甲は手形または証書の記載文言にしたがって責任を負うものとします。
- ⑤乙の甲に対する権利の行使もしくは保全または担保の取立もしくは処分等に要した費用、および甲の権利を保全するために甲が乙の協力を依頼した場合に要した費用は、甲の負担とするものとします。

①お客様の手形や証書等が、災害などのやむをえない事情で紛失あるいは損傷してしまった場合については、お客様には当行の帳簿等の記録に基づいてご返済いただくとともに、改めてお客様のご負担で手形や証書等を差し入れていただきます。しかし、銀行の過失により紛失・損傷した場合には、証書等の再作成費用等は当行の負担となります。

②担保についても①と同様です。

③お客様から申し受けている手形が、手形要件を満たさなかったり、無効になった場合でも、その手形が有効である場合と同様に債務のご返済をいただくこととなります。しかし、銀行の故意や過失がある場合までも、当行が責任を負わないということではありません。

④お客様から手形や証書等にご印鑑を申し受ける場合は、相当の注意をもって、そのご印鑑について確認をさせていただきますが、同時に、お客様の「契約の意思」を確認するため、「本人の確認」と「契約する意思の確認」をさせていただきますので、所定の必要種類のご提出などにご協力お願いいたします。

第12条は、手形や証書等について発生した損害の負担や責任範囲について定めた条項です。

第14条(報告および調査)

- ①甲は、貸借対照表、損益計算書等の甲の財務状況を示す書類の写しを、定期的に乙に提出するものとします。
- ②甲は、その財産、経営、業況等について乙から請求があった場合には、遅滞なく報告し、または書類を提出するなど乙の調査に必要な便益を提供するものとします。
- ③甲は、その財産、経営、業況等について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあるときは、乙に対して遅滞なく報告するものとします。
- ④甲または甲の保証人について後見、保佐、補助が開始もしくは任意後見監督人の選任が家庭裁判所の審判によりなされたとき、またはこれらの審判をすでに受けたときは、甲もしくは甲の保証人および後見人、保佐人、補助人、または任意後見監督人は、その旨を書面により直ちに乙に対して届け出するものとし、届け出内容に変更または取消が生じた場合も同様とします。また、乙が相当の注意をもって意思能力を確認し、甲または甲の保証人が行為能力者であると認めて届け出の前に取引を行ったときは、当該取引により生じた損害は甲の負担とします。

第14条は、お客様からご報告いただくことについて定めた条項です。

①お客様から定期的にご報告いただくものについて記載してあります。
融資取引が継続している間、お客様から経営状態や資産等のご報告をいただくことは、情報の共有化による相互理解につながり、お互いの信頼関係の強化にもつながっていきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

②上記の定期的な場合の他、銀行からお願いした場合についても、ご報告をいただく場合があります。

③お客様の財産、経営、業況等に、重大な変化あるいはそのおそれがある場合には、当行にご報告のうえ、ご相談下さい。

●重大な変化とは？(例)

合併、経営上重要な人物の死亡、役員や株主構成の重大な変動、会社の主力工場の罹災、大口の売掛金の焦げ付き、大型の新規プロジェクト投資などを言います。

④お客様または保証人が成年後見人の審判を受けた場合については、そのご報告をいただくこととなります。